

燕・弥彦総合事務組合水道事業管理規程第3号

燕・弥彦総合事務組合水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

燕・弥彦総合事務組合水道局組織規程の一部を改正する規程
燕・弥彦総合事務組合水道局組織規程（平成31年燕・弥彦総合事務組合水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「計画係」を「計画管理係」に改める。

第2条第1項第2号中「浄水場係」を削る。

第3条を次のように改める。

（事務分掌）

第3条 前条の課及び係に次の事務を分掌させる。

課	係	分掌事務
経営企画課	総務係	1 公印の管理に関すること 2 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。 3 条例、規則及び規程に関すること。 4 庁舎の管理及び庁内の取締りに関すること。 5 局内事務の総合調整連絡に関すること。 6 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。 7 物品の購入に関すること。 8 資産の管理、取得及び処分に関すること。 9 諸契約に関すること。

		10 車両等の総合的管理に関すること。 11 業務状況の公表及び事務報告に関すること。 12 予算の編成及び執行に関すること。 13 決算に関すること。 14 統計に関すること。 15 財政計画及び資金計画に関すること。 16 収入及び支出に関すること。 17 企業債及び一時借入金に関すること。 18 現金、預金その他有価証券の出納保管に関すること。 19 水道料金等の調定、収納、滞納整理、減免に関すること。 20 水道料金等の欠損処分に関すること。 21 給水に関する諸届等の受付及び処理に関すること。 22 その他局内の他係に属さないこと。
	計画管理係	1 事業認可に関すること。 2 水利権に関すること。 3 水道施設の長期計画及び水道施設の計画調整 に 関すること。 4 水道施設の整備の基本計画に関すること。 5 水道事業の経営戦略などに関すること。 6 取水、浄水、配水ポンプ場等の運転及び維持管理に関すること。 7 水質検査及び水質管理に関すること。 8 その他水道施設に関すること。
施設課	工務係	1 水道施設の調査及び計画に関すること。 2 水道施設の拡張並びに改良工事の設計、施工及び監督に 関 すること。 3 送配水管工事の設計、施工及び監督に 関 すること。

		4 水道配管網図等の整備及び保管に関すること。 5 工事の検査及び工事用機器材の検収に関すること。 6 道路その他占用申請に関すること。 7 その他水道工事にに関すること。
	給水維持係	1 給水装置工事の申込書の受付及び審査並びに工事の指導監督及び竣工検査に関すること。 2 給水装置台帳の整備及び保管に関すること。 3 資材の購入及び出納保管に関すること。 4 指定給水装置工事事業者の指定等に関すること。 5 送配水管の修理に関すること。 6 受託工事にに関すること。 7 漏水防止の計画及び施行並びに調査に関すること。 8 検満メーターの取替計画及び管理に関すること。 9 水道メーターの取付け及び取替えに関すること。 10 その他送配水管等の維持管理に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。